



第16回

債権回収の様々な手法

3 相手方が支払わなかったらどうするか。

(1) 内容証明郵便

原則は、まず配達証明付き内容証明郵便にて支払の督促をすることです。弁護士名を入れると、もし支払わなかった場合は裁判を起さされるかも知れないということが相手方に伝わり、弁護士名がない場合に比べて、効果は大きいと言えます。

(2) 保全処分（仮差押、仮処分）

相手方が支払わない場合は、訴訟を提起し確定判決をもらうことが必要です。しかし、訴訟により判決が確定するまでは時間がかかります。その間に、債務者の財産が散逸してしまつては、せっかく勝訴判決を得ても無意味となつてしまいます。

そこで、そのようなことがないようにするために、予め債務者の財産を保全しておくことが必要となります。これが保全処分です。

相手方（債務者）の売掛債権や相手方所有の不動産への仮差押が典型的な例です。

仮処分決定を得るためには、
①被保全債権の存在（当方の主張する相手方への債権が存在していること）
②保全の必要性（仮差押の場合、今仮差押をしておかなければ、将来の強制執行が不能または著しく困難になるおそれがあること）

を疎明しなければなりません。（疎明：証明の程度に至らなくても良いが、一応確からしいという心証を裁判官に与える立証のこと）

また、原則として、担保の供託が必要となります。仮処分は本裁判を経ての（証拠調べ手続きを経ての）裁判所の判断ではなく、仮に行う判断なので、本裁判となつたときに、逆の判断がなされることがあります。その場合には、仮処分を受けた債

務者は、同仮処分により損害を被ることがあり、債権者に、損害賠償責任が生じることがあります。債権者がこの賠償責任に応えることができるように、予め担保を供託することが必要とされているのです。

供託金は、被保全債権の金額や仮処分対象物件の価額を基準に決められます。ケースバイケースですが、被保全債権の3割程度のことが比較的多いようです。

なお、仮処分、とくに仮差押は、相手方（債務者）に知られないように密かに準備する必要があります。仮差押の対象となる売掛債権や銀行預金債権などを債務者が毀損してしまうおそれがあるからです。

(3) 即決和解

相手方の協力が必要ですが、訴訟提起前に簡易裁判所に対して和解の申立を行い、裁判所で成立した和解の内容を調書に記載してもらう方法です。

(4) 支払命令（支払督促）

金銭債権と一部の有価証券の請求に限られます。債務者の住所を管轄する簡易裁判所に

「支払督促申立書」を提出し、裁判所は形式審査のうえ、相手方に支払督促を出します。相手方から2週間以内に異議がなければ、債権者はそれから30日以内に裁判所に対して仮執行宣言を申し立てることができま

す。裁判所は、仮執行宣言付き支払督促正本を債務者に送達し、債務者から2週間以内に異議申し立てがなければ、債務名義が確定します。異議申立があると通常訴訟に移行します。

簡便な債務名義の取得方法ですが、通常訴訟は、相手方の住所を管轄する裁判所になるので、遠隔地になる場合もあり注意が必要です。

(5) その他

詳しくは述べませんが、手形訴訟、民事調停、民事訴訟、少額訴訟などがあります。

少額訴訟は、請求60万円以下の金銭支払いを請求の目的とする事件に限られ、原則1回の期日で審理完了し、直ちに判決を言い渡します。弁護士なしでもできる簡便な手続きなので、少額の場合は利用すべきです。

山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

企業法務専門サイトあります
http://www.hiroshima-kigyo.com

なやみよまるく
相談予約専用
フリーダイヤル
0120-7834-09

予約受付:平日9時~20時、土曜10時~17時
〒730-0012 広島市中区上八丁堀4番27号7階 広電白鳥線縮景園前徒歩1分
TEL 0570-008450 FAX 0570-008455

◆相談料:30分 5,000円 ◆借金、離婚、相続、交通事故なども扱っています ◆借金無料相談会、交通事故無料相談会実施中!

中四国最大級(弁護士16名、秘書27名) H23.6 現在

所属弁護士 所長・山下江/副所長・田中伸
柴橋修/稲垣洋之/山口卓/笠原輔/加藤泰/片島由賀/
西丸洋平/齋村美由紀/山本淳哲/上土井幸始/城昌志/
髙尾健太郎/山本靖子/松浦亮介

契約書 債権回収 労務問題
知的財産 倒産・再生 顧問契約

機動力と総合力で企業トラブルを解決します